

<例示B> 令和5年中は合計所得金額48万円超かつ定額減税対象外であり、令和6年中は被扶養者（令和6年度住民税所得割額0円&令和6年分所得税額0円）

【当初調整給付】



夫（扶養なし）

- ・令和6年所得税額（推計）：20,000円…①
- ・令和6年度住民税所得割額：10,000円…②

【定額減税可能額】

所得税：30,000円…① 住民税：10,000円…②

【当初調整給付額】

$(① + ②) - (① + ②) = 10,000円…給付額$



妻（合計所得金額48万円超のため扶養対象外）

- ・令和6年所得税額（推計）：0円
- ・令和6年度住民税所得割額：0円

【定額減税可能額】

所得税：0円，住民税：0円

合計所得金額48万円超のため、税法上の扶養対象外であるが、妻自身は令和6年度住民税所得割額および令和6年所得税額（推計）が0円であるため、定額減税を適用することができず、当初調整給付の対象とならない

【不足額給付】



夫（扶養者）

- ・令和6年所得税額（実績）：30,000円…①
- ・令和6年度住民税所得割額：10,000円…②

【定額減税可能額】

所得税：60,000円…① 住民税：10,000円…②

【不足額給付額】

$(① + ②) - (① + ②) = 30,000円…控除不足額$   
控除不足額 - 当初調整給付額 = 20,000円…給付額

合計所得金額48万円以下である妻の扶養者となり、所得税の定額減税可能額は60,000円に変更



妻（被扶養者）

- ・令和6年所得税額（実績）：0円
- ・令和6年度住民税所得割額：0円

【定額減税可能額】

所得税：0円，住民税：0円

妻は、当初調整給付時は、合計所得金額48万円超であったため、夫の扶養には入れなかった。さらに妻自身の令和6年所得税額（推計）および令和6年度住民税所得割額が0円であるため、当初調整給付の支給対象外となった。しかし、不足額給付時には、妻の合計所得は48万円以下となり夫の扶養に入ることができたため、夫の定額減税可能額（所得税）が30,000円から60,000円に変更となった。

そのため、令和6年所得税では控除不足額30,000円が発生し、当初調整給付額を差し引いた20,000円が夫に不足額給付として支給される。

よって、妻の定額減税（住民税）10,000円については、夫・妻どちら側でも適用されていないため、**10,000円**を妻に支給する。